

社会福祉貢献活動に係る寄贈品に関する実施要領

1 目的

本実施要領は、埼玉県社会福祉協議会、埼玉県及び株式会社セブン-イレブン・ジャパンで締結する「社会福祉貢献活動に係る寄贈品に関する協定書（以下「本協定書」）」の第4条第2号に基づき、セブン-イレブン・ジャパンから埼玉県社会福祉協議会に対し無償で寄贈された商品（以下「本件寄贈品」という。）の受領及び配分に関する具体的な事務処理方法及び関係者の役割等について定めることを目的とする。

2 一次配分団体の役割等

別紙1に定める一次配分団体（以下「一次配分団体」という。）は、埼玉県社会福祉協議会と同じく、住民から寄せられる寄付金及び寄付物品を適切に必要な人や団体に配分する役割及び機能を有している。このことを踏まえ、一次配分団体が担う役割等は、以下のとおりとする。

- (1) 本事業の趣旨に従い、生活に困難を抱えた個人及び世帯への支援や地域福祉の推進を図る団体等への寄贈品の配分を行う。（本協定書第4条第1号関係）
- (2) 本件寄贈品を受領した場合、埼玉県社会福祉協議会に別紙2「社会福祉貢献活動に係る寄贈品に関する確認票」を提出する。（本協定書第4条第7号関係）
- (3) 本件寄贈品の受領及び配分にかかる連絡調整を行う。（本協定書第4条第8号関係）
- (4) 本件寄贈品の転売及び金銭以外の有価物との交換は行わない。（本協定書第4条第9号関係）
- (5) 本件寄贈品を食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他適用される法令に従って適切に取り扱い、また本件寄贈品配分対象者に対して、適用される法令に従って適切に取り扱うよう指導する。（本協定書第4条第10号関係）
- (6) 本件寄贈品の所有権については、一次配分団体が指定する配送先において、一次配分団体が本件寄贈品を埼玉県社会福祉協議会から受領した時点で、一次配分団体へ移転するものとする。なお、一次配分団体が何らかの理由により本事業に使用できないと判断した本件寄贈品については、一次配分団体の費用と責任で法令に則り、適切に廃棄処分する。（本協定書第4条第11号関係）
- (7) 3に定める配分対象者に対し、無償で本件寄贈品の配分を行う。（本協定書第5条、第6条関係）
- (8) 本件寄贈品の配分対象者に関する記録を1年間適切に保持し、埼玉県社会福祉協議会、埼玉県又はセブン-イレブン・ジャパンからの求めに応じて、提出する。なお、記録方法は4に定める（本協定書第10条関係）
- (9) 本件寄贈品の品質保持、保存及び消費期限、賞味期限又は使用期限の遵守については、

埼玉県社会福祉協議会から一次配分団体が受領する前は埼玉県社会福祉協議会、受領した後は一次配分団体が責任を負う。(本協定書第 11 条第 1 号)

3 配分対象者

一次配分団体は、次に定める事業及び活動を行う者に本件寄贈品を配分する。ただし、政治的活動、宗教的活動、営利を目的とする事業、暴力団等の反社会的勢力が関与する団体の活動は、配分の対象としない。

- (1) 生活に困難を抱えた個人及び世帯への支援
- (2) 地域福祉の推進に寄与する事業及び活動
- (3) その他埼玉県社会福祉協議会、埼玉県及びセブン - イレブン・ジャパンが認めた事業及び活動（埼玉県社会福祉協議会及び一次配分団体が実施する事業及び活動を含む。）

4 本件寄贈品の配分対象者に関する記録の方法

埼玉県社会福祉協議会及び一次配分団体は、本件寄贈品配分に際し、配分対象者に別紙 3「セブン - イレブン・ジャパンからの寄贈品の取り扱いに関するチェックリスト」の提出を求め、配分対象者に関する記録として、1年間保管するものとする。

ただし、配分対象者が個人である場合は、別紙 3 の提出は求めず、埼玉県社会福祉協議会又は一次配分団体において人数を記録するものとする。

また、埼玉県社会福祉協議会又は一次配分団体から本件寄贈品の配分を受けた団体（以下「二次配分団体」という。）は、他の団体又は個人に本件寄贈品を配分した場合でも、配分対象者に関する記録を保管する義務を負わない。

別紙1 一次配分団体一覧

・埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会会員施設

・フードバンク

	団体名	所在地
1	特定非営利活動法人フードバンク埼玉	さいたま市浦和区常盤6-4-21
2	特定非営利活動法人フードバンク西埼玉	所沢市和ヶ原1-166-7

別紙 2

社会福祉貢献活動に係る寄贈品に関する確認票

年 月 日

さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
会長 上田 清司 様

貴会から配分された食品 箱・雑貨 箱の寄贈品について、検品を行い、
確認しました。

団体名
代表者

印

〒
所在地
TEL
FAX

この確認票は、セブン-イレブン・ジャパン又は埼玉県からの要望があった場合、
商品寄贈に関する記録として提出することがありますので、予めご了承ください。

別紙 3

セブン - イレブン・ジャパンからの寄贈品の 取扱いに関するチェックリスト

私は、セブン - イレブン・ジャパンからの寄贈品につき、以下の事項を守ります。

- 1 寄贈品の転売や、金銭以外の有価物との交換は行いません。
- 2 法令を守って寄贈品を取り扱い、消費期限・賞味期限・使用期限内に消費します。
- 3 使用できないと判断される寄贈品は、責任を持って廃棄します。
- 4 「寄贈品を営利目的の事業に使用している」と税務署に判断された場合や、自らが営利目的事業を行う法人(株式会社等)である場合、所得税を課される可能性があることを理解しています。
- 5 寄贈品の配分相手に対し、食品衛生法その他の法令を守るよう注意を呼び掛けます。
- 6 政治的活動、宗教的活動、営利目的の事業、反社会的勢力には寄贈品を配分しません。

このチェックリストは、セブン - イレブン・ジャパン又は埼玉県からの要望があった場合、商品寄贈に関する記録として提出することがありますので、予めご了承ください。

【署名欄】

団体名：

団体の種類：社会福祉法人 NPO 法人 株式会社 その他（ ）

主な対象者：子ども 高齢者 障害者 生活困窮者 その他（ ）

主な使用目的：（ ）

代表者：

〒：

所在地：

TEL：

FAX：

★寄贈者（セブン - イレブン・ジャパン）にお礼を伝えるため、寄贈品の活用状況の写真等がありましたらご提供ください。

★お問い合わせ・写真提供先：埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課

電話 048-822-1249 Email anshinsafety@fukushi-saitama.or.jp